### 第1 監査の種類

財政援助団体等監査 (出資団体監査)

## 第2 監査の対象

公益財団法人愛知県暴力追放運動推進センター (事務所所在地:昭和区円上町26番15号) 総務局

# 第3 監査の着眼点

- 1 会計経理は適正に行われているか
- 2 経費節減の取組は十分に行われているか
- 3 財産は適切に管理され有効に活用されているか

### 第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 5年 6月 2日から令和 6年 3月27日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、主として令和 4年度(令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで)に執行された公益財団法人愛知県暴力追放運動推進センター(以下「暴追センター」という。)の出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。なお、近年、全国的にインターネットバンキングを利用した不正が発生していることを踏まえ、その管理体制について重点的に監査を行った。

また、暴追センターに対する財政援助団体等監査に併せて、総務局所管の事務のうち、暴追センターに対する事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

なお、監査にあたっては、監査法人に業務の一部を委託した。

### 第5 監査結果

上記のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見

受けられた。

総務局においては、暴追センターに対し、今後の事業執行にあたり、該当する 事項の是正及び再発防止策を実施するよう通知し、その内容を確認する等必要な 措置を講じられたい。また、総務局において措置を講じた場合は、当該措置の内 容を通知されたい。

なお、総務局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

#### 1 指摘

#### (1) インターネットバンキングの利用権限の設定について(支出事務)

暴追センターの支払事務においては、送金の手段として、金融機関のインターネットバンキングを利用しており、その流れとしては、振込先の口座や支払金額等の必要情報を登録(以下「振込登録」という。)し、入力内容の承認(以下「振込承認」という。)を行うことで、自動的にデータが送信され、振込先への送金が行われるものとなっている。

暴追センターのインターネットバンキングの利用状況を調査したところ、総務部長に振込登録及び振込承認の両方の権限が付与されており、一人で振込登録及び振込承認を行っていた。また、インターネットバンキングの利用権限について、明文化された規程等がなかった。

振込登録及び振込承認の両方の権限が一人に付与されていると、組織的なチェックを経ずに振込を行うことができ、不正な振込を助長するおそれがあるため、総務部長に付与されている権限の一方を削除し、その権限を別の職員に付与されたい。また、今後も同様の状況とならないよう、インターネットバンキングの利用権限について、規程等を定められたい。

### (2) 預金照合の実施について (財産管理事務)

暴追センターが保有する預金については、毎月末に預金出納帳と取引金融機 関の通帳との照合を実施している。また、期末には、預金出納帳と取引金融機 関の残高証明書類との照合を実施している。

暴追センターの毎月末及び期末における預金照合の状況を調査したところ、 総務部長が一人で実施していた。また、預金照合の実施について、明文化され た規程等がなかった。

預金照合について、一人で実施していると、組織的なチェック機能が働かず、 不正な振込が行われても発覚しないおそれがあるため、複数の職員により実施 されたい。また、預金照合の実施について、規程等を定められたい。

なお、総務局総務課においては、暴追センターが預金照合に関する要領を定めた上で、総務部長のほかに事務局長及び事務局次長による照合を実施していることを確認しており、必要な措置が講じられた。

### ≪参考資料≫ 監査対象の概要

#### 1 出資団体の概要

・名 称:公益財団法人愛知県暴力追放運動推進センター

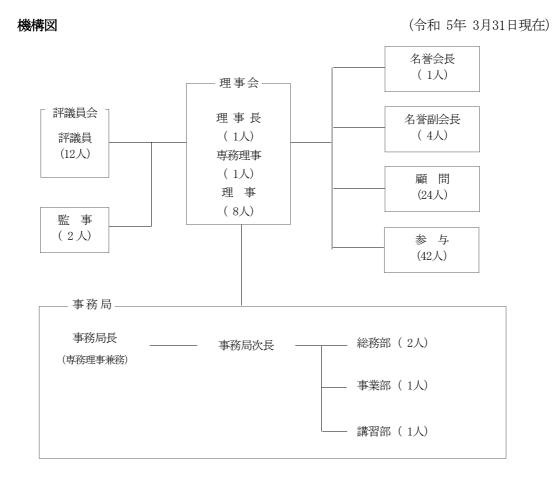
·所 在 地:昭和区円上町26番15号

・基本財産:15億円(本市出えん額は4億円であり、出えん割合は26.7%(割合の表示未満の端数は四捨五入した。))

・主な事業内容:①暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動、②暴力団員による不当な行為の予防に関する民間の自主的な組織活動の支援、③暴力団員による不当な行為に関する相談対応、④少年に対する暴力団の影響を排除するための活動、⑤暴力団から離脱する意志を有する者を助けるための活動等

·職 員 数:5人

・機 構 図:次図のとおり



#### 2 事業状況 (令和 4年度)

(1) 地域・職域における暴力団排除活動支援事業

地域と一体となった暴力団排除活動の推進、企業等における暴力団排除活動の支援、暴力 団情報の提供等

#### (2) 暴力相談事業

暴力追放相談委員による暴力相談の実施等

(3) 暴力団排除の広報・啓発事業

安全なまちづくり愛知県民大会の開催、暴力追放セミナーの開催、広報資料による普及宣 伝活動、功労団体・個人の表彰具申等

(4) 不当要求防止責任者講習事業

事業所及び行政機関の不当要求防止責任者に対する講習の実施等

(5) 暴力団組員の離脱支援、社会復帰促進及び少年被害防止事業

暴力団からの離脱支援及び加入阻止、暴力団離脱者への社会復帰支援対策、青少年に対する指導等

(6) 暴力団被害救援事業

訴訟費用等の無利子貸付、暴力団事務所の排除、被害者見舞金の支給、暴力排除顕彰金の 支給等

### 3 決算状況

(1) 正味財産増減計算書(令和 4年 4月 1日~令和 5年 3月31日)

	科目	金額
		千円
Ι	一般正味財産増減の部	
	1. 経常増減の部	
	(1) 経常収益	
	基本財産運用益	14, 812
	会費収益	29, 930
	事業収益	5,614
	寄付金収益	3, 100
	雑収益	527
	経常収益計	53, 984
	(2) 経常費用	
	事業費	41, 314
	管理費	15, 343
	経常費用計	56, 657
	評価損益等調整前当期経常増減額	△ 2,672
	特定資産評価損益等	△ 1, 425
	評価損益等計	△ 1, 425
	当期経常増減額	△ 4,097
	2. 経常外増減の部	
	(1) 経常外収益	
	什器備品受贈益	78
	経常外収益計	78
	(2) 経常外費用	
	経常外費用計	_
	当期経常外増減額	78
	当期一般正味財産増減額	△ 4,018
	一般正味財産期首残高	81, 070
	一般正味財産期末残高	77, 051
П	指定正味財産増減の部	
	基本財産運用益	14, 633
	什器備品受贈益	315
	一般正味財産への振替額	△ 14,711
	当期指定正味財産増減額	236
	指定正味財産期首残高	1, 500, 000
	指定正味財産期末残高	1, 500, 236
Ш	正味財産期末残高	1, 577, 287

(注) 千円未満の端数を切り捨てたため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

# (2) 貸借対照表 (令和 5年 3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
	千円		千円
I 資産の部		Ⅱ 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	9,080	未払金	1, 164
前払金	333	預り金	118
貯蔵品	2, 229	賞与引当金	2, 464
流動資産合計	11,644	流動負債合計	3, 748
2. 固定資産		2. 固定負債	
(1) 基本財産		退職給付引当金	12, 432
定期預金	6,000	固定負債合計	12, 432
投資有価証券	1, 494, 434	負債合計	16, 180
基本財産合計	1, 500, 434	Ⅲ 正味財産の部	
(2) 特定資産		1. 指定正味財産	
退職給付引当資産	12, 432	愛知県出えん金	1,000,000
減価償却引当資産	6, 390	名古屋市出えん金	400, 000
公益事業実施基金	58, 870	その他市町村出えん金	100, 000
什器備品	236	什器備品受贈益	236
特定資産合計	77, 928	指定正味財産合計	1, 500, 236
(3) その他固定資産		(うち基本財産への充当額)	(1, 500, 000)
什器備品	1, 993	(うち特定資産への充当額)	(236)
ソフトウェア	805	2. 一般正味財産	77, 051
長期貸付金	661	(うち基本財産への充当額)	(434)
その他固定資産合計	3, 460	(うち特定資産への充当額)	(65, 260)
固定資産合計	1, 581, 823	正味財産合計	1, 577, 287
資産合計	1, 593, 468	負債及び正味財産合計	1, 593, 468

(注) 千円未満の端数を切り捨てたため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。